

中学校部活動の活動方針

平成 30 年 4 月 1 日
高山村教育委員会

学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の体力や技能、競技力や精神力を高めたり、責任感や連帯感、規範意識を涵養したり、人間形成に優れた成果をあげている。

この教育的意義が大きい部活動を適正かつ効率的・効果的に運営することで生徒の成長を一層促すとともに、教職員の長時間労働の解消を図るために以下の事項を留意して適切に指導を行う。

1 適切な休養日の設定

生徒のバランスのとれた生活と成長、心身の健康等を考え適切な休養日を設定する。また、教職員の負担軽減や長時間労働の解消を図るために、年間を通して計画的に、適切な休養日を設定する。

① 週あたりの休養日の設定

- ・週 2 日以上 of 休養日を設定する。原則として平日 1 日と土曜日又は日曜日のいずれか 1 日を休養日とする。

※なお、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・長期休業中は、土・日曜日を休養日とする。
- ・行事を持たない週などに、ある程度長期のまとまった休養日を設定する。

※なお、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、必ず代替休養日を確保する。

③ 活動時間

- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日は 2 時間程度、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）は 3 時間程度の活動とする。
- ・練習試合等でやむを得ず前述の活動時間を超える場合は、生徒の健康管理等に十分配慮して、休養時間を適切に確保する。

2 朝練習の実施

朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、指導する教職員の長時間労働の解消についても検討した上で実施してもよい。また、生徒の自主的・計画的な朝活動は、校長の許可を得て行うことができる。

3 参加する大会等の精選

中体連主催の 3 大会以外の大会については、生徒の技能の向上・心身の健康等への配慮をするとともに教職員の長時間労働の解消も考慮して、参加する大会を精選する。

4 部活動指導員、外部指導者の活用

教職員の指導力の向上や負担軽減、専門的な指導を求める生徒等のニーズに応えるために、部活動指導員や外部指導者の活用を考慮する。なお、部活動指導員や外部指導者を活用する場合は、部活動顧問との役割分担を明確にするとともに部活動は学校の教育活動であることを踏まえて活動する。

5 体罰等の許されない指導の未然防止

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、体罰や生徒の人間性を否定するような発言・行為は許されない。

管理職は、このことについて教職員及び保護者などの学校関係者などに積極的に説明し理解を図る。

6 その他

- ①部活動練習計画を作成し、教職員の共通理解及び生徒・家庭との連携を図る。管理職は、各部の活動計画を把握し、必要があるときは指導・助言する。
- ②適切に部活動を運営するために必要に応じて部活動検討委員会を設置する。
- ③教育委員会及び学校は、部活動が持続可能な活動となるために、地域の関係団体との連携や保護者の協力、民間活力の活用等による学校と地域が協働・融合できるような環境づくりに努める。

※以上の内容については、国や県の動向により、変更する場合がある。

高山村立高山中学校部活動に関する方針

1 部活動設置方針

- (1) 生徒が主体的に活動できる部活動の設置に努める。
- (2) 安全で安定した活動ができるよう部活動数の目安を示す。
 - ① 基本教員定数内で顧問が担当でき、可能な限り複数顧問制のとれる部活動数とする。

教員定数：3，4学級の場合7人、5学級の場合8人。
部活数例：3，4学級：3～最大7、5学級：4～最大8。
 - ② 原則として学校施設で、効果的に活動できる部活数とする。
 - ③ 団体出場可能な人数を確保できるものとする。(2大会続けて団体出場ができない場合は、休部とする。)
- (3) 運動部のみにならないように努める。

2 部活動編成方針

- (1) 部活動設置方針を基本とする。
- (2) 2学年あわせて安定して団体出場が可能な人数を確保する。
(安定した団体出場が可能な人数、単学年団体人数1/2を目安とする。)
- (3) 指導の専門性の有無、外部指導者等との連携を考慮する。
 - ① 学校管理下の活動であることから、指導に関わる最終判断は学校であることを理解し、他の活動と重複した場合、学校生活を優先することとする。
 - ② 子ども達の身体的・心理的発達段階を考慮し指導にあたる。
- (4) 顧問教諭の高い指導専門性を生かせるように努める。
- (5) 生徒の特性を考慮した編成に努める。
- (6) 校外活動等への参加など、多様な希望にも可能な限り対応できるよう配慮する。
- (7) (1)(2)に適合しない状況が生じた場合は、該当する部の募集を次年度行わず休部とする。
 - ① この場合、在校生、競技関係者(外部指導者等)、保護者、新生に予め説明をする。(最終説明は、新生説明会であることが望ましい。)
 - ② 募集をしない部の在校生の活動(練習、大会出場等)は、継続希望がある場合は保障する。
 - ③ 休部とした部については、次年度以降、小中連携を通して新生説明会までに第一次入部希望調査等を行い、単学年で団体出場ができる人数を確保できる見通しがあり、さらに継続して編成可能の見通し(少なくとも2ヶ年)がある場合、入学後入部希望調査で仮募集する。

ただし、入学後の希望調査で団体出場できる人数が欠けた場合、募集を止める。
仮希望者については、他の部への入部希望調査を改めて行う。
 - ④ 休部が2年続いた場合は、廃部とする。

3 部活動運営方針

- (1) 生徒、顧問、保護者、外部指導者等の協力のもとに運営する。
 - ① 「中学校部活動の方針（高山村教育委員会：平成30年4月1日）」に準じて活動する。
 - ② 他の活動と重複の場合、学校生活優先を原則とする。個々のケースでは、その都度協議する。
 - ③ 現在の部活動運営状況を理解のもと、顧問・保護者双方の過負担にならないように保護者会の主体的運営を含め、協力を求める。
- (2) 生徒が主体的に活動でき、生徒の良さを伸ばし、実態に合った部活動の指導に努める。
- (3) 小学校からの継続した活動を選択することだけでなく、初心者も入部しやすい運営に努める。

4 その他

- (1) 校長は、高山村立高山中学校部活動に関する方針について「部活動検討委員会」を開き、設置、編成、運営に関わる意見を求めることができる。（高山村立高山中学校部活動検討委員会要綱参照）
- (2) 校長は、部活動主任を中心に「校内部活動検討委員会」を開き、部運営や指導に関わる部活動の諸問題を検討することができる。